

地域生活定着促進事業

平成24年9月
社会・援護局総務課(古都課長)

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅶ-2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とした事業。

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。

- ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務
- オ 情報発信業務

なお、本事業は平成21年度より「地域生活定着支援事業」として実施し、平成24年度より「地域生活定着促進事業」に名称変更している。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

(1) 有効性の評価

センターの帰住地調整支援により、矯正施設退所者が希望する地域に帰住し、地域へ定着できたことが確認された。

(2) 効率性の評価

従来、高齢又は障害により福祉的支援が必要な矯正施設退所者を福祉へつなぐ専門機関はなく、矯正施設職員や保護観察所が退所に向けた調整を行う等の対応をしていたところ、福祉へつなぐノウハウがないため調整は円滑でなかった。センター設置後は、専門機関としてのセンターが中心となり、矯正施設や保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、帰住にあたっての協議調整が可能となったことで、効率的に矯正施設退所者が地域生活へ移行することが可能となっている。

また、全国にセンターが設置され、全国ネットワークが構築されたことにより、矯正施設退所後に遠方の市町村へ帰住する場合の調整も、センター間の連携により効率的に実施可能となっている。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

本事業により、センターが全国 47 都道府県（北海道は 2 ヶ所設置のためセンター数は計 48 ヶ所）に整備された。それによって、全国的な司法と福祉のネットワークが構築され、帰住地調整を実施する上で広域調整も可能となった。その結果、センターにより帰住地調整支援を受けた者が着実に増加しており、本事業は効果を上げていると評価できる。

また、平成 24 年度より、国庫補助額を増額することでセンター職員の人員体制強化を図っており、それによって地域生活移行後も定着のための継続的なフォローアップが可能となり、地域生活定着支援のより一層の促進を図っているところである。引き続き、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資する必要がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成 25 年度予算概算要求においては、これまでの評価結果を踏まえ、所要の予算を要求する。

5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	本事業により地域生活へ定着（受入先に帰住）した者の数	—	—	37	261	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
社会・援護局総務課調べ。本事業が目的とする地域生活への定着を果たした者の数を把握することで、本事業の達成度を測ることができる。						
アウトプット指標						

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2	本事業（帰住地調整支援）の利用者数	—	—	79	653	集計中
達成率		—	—	—	—	—
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>社会・援護局総務課調べ。帰住地調整支援は本事業の目的である地域生活定着のために実施される支援であり、その実績を把握することで本事業の必要性等を測ることができる。</p>						